

3. 松本大学教学マネジメント指針

松本大学・松本大学松商短期大学(以下、松本大学)における教学マネジメントに係る指針は、松本大学におけるガバナンス・コード(第1章 私立大学の自主性・自律性(特色ある運営)の尊重)及び松本大学自己点検・評価規程に基づいて制定されるものである。

本指針は、大学の教育成果や学生の学修成果の把握・可視化を実行しつつ、不断の自己点検・評価を通じて体系的かつ組織的な大学教育の改善に取り組むために、カリキュラムの改善、学修指導法の改善、教育の実施体制の確立、教職員の資質の向上、及び内部質保証と情報公表の5項目について、以下のように定める。

1. 3つのポリシーに基づくカリキュラムの改善

- (1) 松本大学におけるすべてのカリキュラムは、卒業認定・学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)に基づいて策定されたカリキュラム編成方針(カリキュラム・ポリシー)及び入学者の受け入れ(アドミッション・ポリシー)に則って体系的・系統的に編成するものとする。その際、授業科目と学修目標の関係を表すカリキュラムマップ、学修の順序を示すカリキュラムツリー、及び科目の段階・レベルを示す科目ナンバリング・システムを導入する。
- (2) カリキュラムは、学問分野の進展とともに時代の要請や社会のニーズに応じて改編され、また教育の質保証の一環として行われる学修成果(松大学士力)の可視化の結果や学生の履修状況あるいは成績評価等を踏まえて不断の改善に取り組むものとする。
- (3) カリキュラムの編成においては、文系・理系の区別にとらわれない新しいリテラシーのほか、領域・分野を超えた専門知や技能を組み合わせた高度なカリキュラムを開発・実践する。

2. 学修指導法の改善

- (1) 教育の目的や授業の達成度目標に照らして講義、演習、実験・実習等の授業形態の組合せ・バランスを適切にするとともに、それぞれの授業科目の特色や特性を踏まえた効果的な学修指導法を採用するものとする。その際、学修者中心の能動的学修(アクティブ・ラーニング)を積極的に取り入れる。
- (2) 単位の実質化や学修成果の把握・可視化を実現するために、授業計画(シラバス)の充実と有効活用を図る。シラバスについては、授業の方法及び内容、到達目標もしくは修得すべき能力(学修成果)、成績評価の方法・基準、準備学習の具体的な内容、授業期間全体を通じた授業の進め方、及び実務経験のある教員による授業科目についてはその旨を記載する。
- (3) カリキュラム・ポリシーに基づき、学修成果や成績評価の基準を適切に定め、厳格かつ適正な成績管理を実施し、公表する。その際、GPA(Grade Point Average)などの成績評価に係る客観的な指標を設定し、公表する。

3. 学修支援体制の確立

- (1) 学生の学修の効果を上げ単位の実質化を図るために、履修登録単位数の上限設定(CAP制)を導入・実践し、適切に運用する。

- (2) 定められた授業時間と成績評価の期間を確保するとともに、学修効果やグローバル化を推進するための柔軟な学事暦を開発・実践する。
- (3) 客観的なデータ分析に基づいた大学の諸活動の効果を検証するとともに、教育改善や意思決定を支援する教学 I R (Institutional Research) 体制を構築する。
- (4) 基礎学力を補うために行われる学修支援や学生のキャリアパスの多様化やキャリア形成を図るための専門的な学修相談のためのキャリアサポート体制を確立する。

4. 教職員の資質・能力の向上

- (1) 教員の授業内容・方法の改善のための取組 (F D) や教職員の教育研究活動の適切かつ効果的な運営を図るための取組 (S D) のための研修を計画的かつ組織的に実施し、教育共同体の形成を実現する。
- (2) 外部機関等との連携協力を通して、指導補助者（助手、研究員、大学院生、学部学生）への教育研修プログラムを開発・設計し、実践する。

5. 内部質保証と情報公表

- (1) 学修者本位の教育実現を図る教育改善や社会に対する説明責任（アカウンタビリティ）を果たす上で、教育成果や学修成果の把握・可視化のための内部質保証システムの構築と PDCA サイクルの確立を不可欠である。そのために、松本大学アセスメントプランを策定・実施するとともに、ディプロマポリシーに基づく学修成果「松大学士力」を測定する方法を開発・実践する。
- (2) 大学の教育成果や学修成果の把握・可視化においては、原則として、以下のようないい情報が公表されるものとする。
 - ①松大学士力（学修成果）の可視化
 - ②単位・学位の取得状況
 - ③卒業後の進路状況（就職率、就職先）
 - ④標準修業年限以内で修了した者の占める割合（留年率・中退率、長期履修学生など）⑤1 週間の学修時間・授業以外の学修時間
 - ⑥学生の成長感度・満足度
 - ⑦学生の学修に対する意欲
 - ⑧入学者選抜の状況（志願倍率、合格率、実質倍率）
(合否判定の方法や基準、合理的配慮の提供に関する対応方法、試験問題、解答例や出題意图等)
 - ⑨教員一人当たりの学生数（S T 比）
 - ⑩修登録単位数の上限設定(CAP 制)の状況
 - ⑪F D・S D の実施状況
 - ⑫外国人留学生の数（科目等履修生等を含む）
 - ⑬日本人学生の海外渡航者数・比率
 - ⑭多様な学生の受け入れ状況

(3) 内部質保証の検証・評価においては、学生、教職員のみならず卒業生のほか、高等学校、地方公共団体、民間企業その他の関係者（ステークホルダー）の意見が適切に反映されなければならない。